台湾出身者戸籍の「中国」から「台湾」への表記改正を求める要望書

て 7 る 民 間文 寸 化 体 交流 で を主とし た 日本と台 湾 \mathcal{O} L 1 関係を構 築す る

る の国 を が 台 湾省 戸はや ま 制 華 中 で 民 台 で 台 共 和 省 出 身 玉 者 のと 政 7 日 区を指 きま 本 l と結 します。 た。 婚 中し 国た 即とり ちは帰 中化 華 台 湾 人た 出民場 身共合 者 和 を国 戸 中の籍 玉 この 人 لح 玉 لح で籍 あや し て り出 生 11

る ے 戸 と 九 籍 対 に 日 に す 9 付 お Ź で 出 て 7 _ さ れ لح 台 た 11 湾 · う 通 法 出 務 で 身 明 達 省 者 民 で 事 認 た 局 \Diamond を によ中 これ 7 は る ま 政 す 「中華民 府 ŧ 大国の 江のは 康国 弘籍昭 の和 参表三 議示十 院を九 議中(一 の国九 質と四間記 主載年 意す六

と 玉 中 華 和三 交を結ぶ 民国と国 九年と な تلح 交 をおえ書 日 んば 本 今 で 台 いか 湾 た 6 時 四 • 中 玉 で す 年 \mathcal{O} 関係 0 Ė L は しそ 大 東 き 京 < のオ 後リ 変 0 本ツ 7 てい はク に昭和六十二年のほ 中が 華開 民催 国され 断た 交 年 L で 7 中日 国本

状 置 さらに、平り にそ 表 記 即 ۲ Pさず、正確ではなって東京都は平成1 を認 8 ると 成証 0 平成二 相 う 互 年承七認 な 通 V) + 知 を台 を出 と の 年 五. 判 湾 月 断 لح て は行 いか 住民 テハ、中でまる。まれ 6 基本台 す。また、台湾からの 在習り中国とは行った。日本 帳 \mathcal{O} の転入・台湾への転出の表記について昭和六十二 で 行っ 府 て いません。 - の改正に基づいません。 際には Ź ノ 通 一一台湾」 ビザ

なれ域九 た外 り 日 欄を設 ま 玉 \sum た。 人 れ 住 け ま 民 ŧ で ちろん) 二 十 基 台の 全本台帳 外国人 _ 「 長 で も は る る は 台 湾 月 証 が \mathcal{O} 官 出 民 挙 入 げ 国管理及 て な 歓 \mathcal{O} 迎 < 在 国籍 「台湾 留 カ て いること 認定法」の aことは周知の通りで^地域」は「台湾」と表しています。 と明記しています。 」と表記 です ってさ ごづき 同 時に国 去 に実籍が る • 七 にさ 地 月

湾 あ を まし 中 ŋ いように、 国領 てや 、台湾は 土 上とする 実 ۲ \mathcal{O} はれ \subseteq ま \mathcal{O} 台湾侵 で 戸 一度た 表 記 略 を正 りとも 日 当化 中華 る 民 た 見 めの和 解 Ł 中 玉 合 玉 \mathcal{O} 致 \mathcal{O} 統治 政 政治宣伝以外のなり 7 ま せ ん にな **t** < \mathcal{O} で台

 $\overset{\sim}{\smile}$ て 0) れくことは中にように、台湾: 玉 はは戸覇者 権 \bar{o} 主 戸 籍 義 的 表 記 張 を早急 な受け 入 8 7 る る き状 み 況 な され ŧ カュ ね わ ませ らず、 λ れ を放

千 出 域 百 直 لح よう強 台 湾 法 を呈 要望 身者 大 臣 ま す 中籍 玉 \mathcal{O} で籍 ては 私湾 どしもと の表 を 要記在 望す 同 急な る に 6 名民 って 事局 第 四長国 期通籍 $\dot{}$ 達 一を地

名は 名 名 で 望 لح 日 に送 は て 万 五 \equiv て ま 7 百 す 兀 _ 千二百 名 務 分 大 臣 本 十年同 八三様 名月の 分、六要望 即日 書 ちこは示 Ĺ 万 第 七千期 ま 九と た 百し 昨 三て 年 十一十七万一 名一月 分千十 の百日 署五に

臣 7 早は付 で 事に 局在 長留 通力 達 を K 出が でし直し、 台た 湾現 出在 身 者台 は湾 一 出 台身 者 湾 _ \mathcal{O} と国 表籍 記表 す示 るの

成 + 兀 年 月 七 \mathbf{H}

日 本李登輝友の会

会長 小田村 四

法務大臣

滝 実 殿